

# 森林地域の変更に係る審議会への意見聴取に関する取扱いについて

**変更前：** 森林地域の変更の場合、林地開発完了後、森林計画の変更（5年に1回）に合わせ、審議会へ意見聴取

**変更後：** 審議会への意見聴取に代えて、①林地開発許可の申請があったとき、又は②林地開発許可に先立ち都市計画法の地区計画などの区域決定等を行うときには、審議会へ事前の意見聴取を行うとともに、林地開発完了後、審議会へ報告（1年に1回程度）

## 森林地域の変更に係る土地利用基本計画の変更手続きについて

→ 森林法の手続き

→ 国土利用計画法の手続き（赤字：審議会への意見聴取の取扱い）

**変更前**

林地開発  
許可申請

林地開発  
許可

林地開発  
完了

森林計画変更  
に合わせ5年に1回

土地利用  
基本計画  
の変更

地域森林計画  
の変更  
※5年に1回

意見聴取

埼玉県国土利用計画審議会

**変更後（R6.5.15以降）**

林地開発  
許可申請

林地開発  
許可

林地開発  
完了

1年に1回程度

土地利用  
基本計画  
の変更

地域森林計画  
の変更  
※5年に1回

森づくり課から  
情報提供

土地水政策課

事前の  
意見聴取

事前意見

- ・許可申請者に事前意見の内容を助言
- ・助言内容を森づくり課に情報提供

報告

埼玉県国土利用計画審議会

埼玉県国土利用計画審議会